

令和6年度東根市省エネ家電普及促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、古い家電製品から省エネ家電製品への買換えによる省エネ家電の普及促進を図ることによりゼロカーボンシティの実現を目指すとともに、市民のゼロカーボンシティへの意識啓発に寄与するため、省エネ家電製品の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、東根市補助金交付規則(昭和31年規則第2号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「省エネ家電製品」とは、エアコンディショナー(以下「エアコン」という。)及び電気冷蔵庫(以下「冷蔵庫」という。)をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 自らが居住する市内にある住宅の既存のエアコン又は冷蔵庫を同種類の対象製品に買換え、その住宅(店舗付き住宅の場合は居住部分に限る。)に設置した者。ただし、設置する住宅が自らの所有でない場合は、住宅の所有者から設置の同意が得られている者であることとする。
- (3) この要綱による補助金の交付を受けていない者及びその者と同一世帯の者
- (4) 補助事業について、本市の他の補助金の交付を受けていない者
- (5) 市税等の滞納がない者

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次の各号のいずれにも該当する省エネ家電製品(以下「対象製品」という。)の本体価格及び設置工事費(消費税を含む。)とし、家電販売店のポイント等を使用した場合は、値引き後の金額とする。

- (1) 購入時点において、経済産業省が定める統一省エネラベルの多段階評価点が新基準において4点以上であること。
- (2) 東根市内の店舗において購入した新品であること。
- (3) インターネットや個人売買で購入したものではないこと。
- (4) 対象製品が、令和6年4月1日から令和6年9月30日までの間に購入したものであること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 補助対象経費が15万円以上の場合 3万円
- (2) 補助対象経費が10万円以上15万円未満の場合 2万円
- (3) 補助対象経費が5万円以上10万円未満の場合 1万円

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、東根市省エネ家電普及促進事業費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次の書類を添えて、令和6年10月21日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 対象製品を購入した際の補助対象者宛の領収書等の写し
- (2) 対象製品の形状、規格、構造等が確認できるカタログや仕様書等の写し

- (3) メーカーが作成した対象製品の保証書の写し
- (4) 既存のエアコン、冷蔵庫の特定家庭用機器廃棄物管理票の写し
- (5) 購入した対象製品の設置状況が確認できる写真

2 前項の規定による申請は、申請者及び申請者と同一世帯の者に対し、エアコン又は冷蔵庫のいずれか1台とする。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請書兼実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、東根市省エネ家電普及促進事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(補助金の請求)

第8条 前条に規定より交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付に係る請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(処分の制限)

第9条 交付決定者は、対象製品の取得財産処分制限期間内に当該補助対象製品を補助金の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供するときは、市長の承認を得なければならない。

2 対象製品の取得財産処分制限期間は、6年とする。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 天災による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由により当該補助対象製品を処分するとき。
- (2) 初期不良又は故障により当該補助対象製品を買換え又は処分するとき。
- (3) その他市長が認めたとき。

(状況調査)

第10条 市長は、補助金を交付した年度の翌年度から起算して6年間、交付決定者に対し、必要な調査等を求めることができる。

2 交付決定者は、市長が前項の規定による調査等を求めた場合には、これに協力しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。